

シンポジウムの企画にあたって

高野 英行

Ai学会理事長，千葉県がんセンター画像診断部

いわゆる医療事故調法は、平成26年6月18日の医療法改正により、平成27年10月1日に施行される¹⁾。厚生労働省は、この解説の中で、公式に「死亡時画像診断（Ai）とは、遺体をCTやMRIで撮影・読影することで、体表のみでは分からない遺体内部の情報を得ることをいいます。」と定義している。

医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み等を、医療法に位置づけ、医療の安全を確保する。対象となる医療事故は、医療機関に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該医療機関の管理者がその死亡又は死産を予期しなかったものである。

本法の施行前の経験であるが、Ai学会理事は、Ai情報センターを通じて、医療事故疑い症例が発生した医療機関の院内調査におけるAiの読影、意見書を出し、感謝の言葉を頂いている。診療録や他の所見を勘案し、時系列に沿って起こったイベントを確認することが死因究明に重要である。Aiの読影、特に医療事故疑いの場合、通常の画像診断と比べると、紛争（訴訟などを含む）という場においては、遺族が考えるストーリーが崩れれば、紛争を回避できることが多い。そのため、通常の放射線の読影とは、異なる視点が必要不可欠である。

院内医療事故調査を行うにあたって、Aiをどの様に運用すべきかを、医療事故関連のAiの経験から学んだことなどを中心に、ディスカッションを行う場としてシンポジウムを企画した。

1) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000061201.html>